

## 令和3年第5回清瀬市教育委員会定例会会議録

令和3年第5回教育委員会定例会が令和3年5月 21 日(金)午前9時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 日 時  | 令和3年5月 21 日(金)午前9時 30 分から   |
| 2 場 所  | 会議室1-1  |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり  |
| 4 出席委員 | 坂 田 篤 (教育長)<br>宮 川 保 之 (教育長職務代理者)<br>粕 谷 衛 (委員)<br>兵 頭 扶美枝 (委員)<br>土 屋 佳 子 (委員) |
| 5 事務局  | 渡 辺 研 二 (教育部長)<br>中 山 兼 一 (教育部参事)<br>岸 俊 則 (教育指導課指導事務係長)                        |
| 6 書 記  | 野 中 大 輔 (教育総務課庶務係長)<br>島 崎 節 子 (教育総務課主任)  |

令和3年第5回教育委員会定例会議事日程

令和3年5月21日(金)

午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名(土屋委員)
- 日程第2 議案第14号 清瀬市コミュニティハウス設置条例施行規則(教育指導課長)  
の制定について
- 日程第3 報告事項1 清瀬市コミュニティハウスにおける「地域交流(教育指導課長)  
拠点の運営に関する調査研究事業」の令和2年  
度報告
- 日程第4 報告事項2 新型コロナウイルス感染症について(教育部長)

○清瀬市コミュニティハウスにおける「地域交流拠点の運営に関する調査研究事業」の令和2年度報告

- ・東京学芸大学地域学校協働支援チーム 杉森先生のパワーポイントによる報告(30分)
- ・現地視察

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

**開会**

坂田教育長が開会を宣言。

**日程第1 会議録署名委員の指名**

坂田教育長が土屋委員を指名

**日程第2 議案第14号 清瀬市コミュニティハウス設置条例施行規則の制定について**

(渡辺教育部長)

先の清瀬市議会において清瀬市コミュニティハウス設置条例が承認された。施行規則を作成したのでご審議いただきたい。

○坂田教育長 令和3年6月から2年間は東京都と学芸大学の調査研究が主だった活用となる

調査研究の一環として地域住民の様々な参加・参画を得て分析を行う調査研究に資する場合は一般の利用者の貸し出しも可能性がある  
新しい概念を作るための研究、初めての施設、その運用のために調査研究をする

○宮川職務 【質問】

代理者

東京都と東京学芸大学の研究のための施設なのか。激しく変化する社会を念頭に置き、新たなコミュニティを創造するための施設であり、市民に利活用されてしかるべき施設でなければならない。  
特に第4条の名称は、不適切。施設の名称表現は変更が可能か  
研究成果の結果次第では、事業の中止、市内中学校区毎の設置を展開する可能性があるのか

○兵頭委員 【質問】

第2条 利用時間 市民が活用しやすい時間帯を設定することは可能か

第3条 休館日 日曜日、祝日であると地域公民館等の施設と同様なのか コミュニティハウスになり範囲が狭まっているのではないか  
開始当時より枠が狭まっていると、市民利用が抑制されたものにならないか

○粕谷委員 【質問】

2年間は調査研究が主となるとのことだが、一般の方が市の予約システム等から申し込んで利用することは出来るのか。

○土屋委員 質問なし

(渡辺教育部長)

第2条 利用時間については、施行規則が具体的な活用方法がこれからとなるため、利用時間、休館日についてとりあえず定めている。今後イベントに資する、夕方からの利用を希望するものが多い場合は随時見直し、利用時間、休館日を別に定めることも可能で、利用時間や休館日を伸ばすことも可能性が高いと提供いただければと思います。

第4条 名称については、図面を確認し名称を検討いたします。

(中山教育部参事)

清瀬市コミュニティハウス設置条例において、第1条 設置の目的は「学校を拠点とした持続可能な地域づくりを推進するため、元気に生活を営もうとする高齢者をはじめとした地域住民交流社会参加を促進する、清瀬市コミュニティハウスを設置する。」となっております。

○宮川職務 【意見】

代理者 本施行規則にも、設置目的を簡潔に示し、利活用が図られるよう配慮すべき。設置目的が調査研究で時限的なものならば修正が必要

【修正を要する】

○粕谷委員 【意見】

コミュニティハウスの目的はあるだろうが、清瀬市コミュニティハウスは清瀬の地域性に合わせる必要があり、他地域のものとは違うものでも良いと思う

調査研究中の2年間について、市民が納得出来るような、目標とする姿、調査結果後の可能性も含めビジョンが欲しい

現段階（第2条、第4条）を伝え、理解を得ることも必要

【修正を要する】

○兵頭委員 【意見】

調査研究が目的であることは理解

地域づくりの拠点との発想があったが、この規則を作成するに運用の形、活用方法が未定な中で決めていくことは難しい

2年後、地域の参加、拠点になれるよう、現段階ですべきかかわりについて清瀬ラボ、支援本部CO等から具体的なイメージを求めているかどうか

【修正を要する】

○土屋委員 【意見】

規則の文章は全体を包含しているが、共同的な事業として位置付けが不明確

東京都の調査研究としては、高齢者を含めた人流、交流を主にした調査研究になると考察する

条例施行規則に盛り込めないかもしれないが、調査研究のためと趣旨に入れると分かりやすく、新たな地域資源を作る為と明記は不可か

附則へ調査研究の期間や見直しの期限を明記してはどうか

【修正を要する】

○坂田教育 【意見】

長 東京都、学芸大学、清瀬市が共同してコミュニティハウスを作り上げる意識を伝えることが規則の文章中に表せなかったことを反省

あらたに2年間に限定した運用上の規則の作成を検討

(渡辺教育部長)

条例は議会での議決が必要ですが、規則は必要に応じて変更が可能です。

施行規則の下に施行細則または実施要綱を作ることは可能です。

○坂田教育 【提案】

長 施行規則内容の見直し、施行規則の下に細目または要綱を作成が可能かを検討。清瀬市の理念を固め明記したものを用意した上で、オンラインで臨時会を開催し、協議することとしたい

○宮川職務 【賛成】

代理者

○粕谷委員 【賛成】

○兵頭委員 【賛成】

○土屋委員 【賛成】

日程第3 報告事項1 清瀬市コミュニティハウスにおける「地域交流拠点の運営に関する調査研究事業」の令和2年度報告

全員協議会で報告を受ける

日程第4 報告事項2 新型コロナウイルス感染症について

個人情報のため内容は非公開

○坂田教育 【提案】

長 新型コロナウイルス感染者については個人情報を含むため教育委員会では非公開としている。人流を止めるための利用制限に関し、公共施設の取り扱い等、教育委員会での議論を公開しても良いか

- 宮川職務 代理者 【意見】【同意】  
施設利用については緊急事態宣言中、それ以外でもエビデンスに基づいての判断が必要。また、教育委員会の公開は個人情報を含まないものであれば公開してもよいのでないか。
- 粕谷委員 質問なし  
【同意】
- 兵頭委員 質問なし  
【同意】
- 土屋委員 質問なし  
【同意】

(坂田教育長)

新型コロナウイルス感染者については個人情報を含むため教育委員会では非公開としているが、教育委員会の在り方や公共施設の取り扱いの議論は公開をしていくこととする。

ただし、公共施設の取扱いは、教育委員会会議で決定するものでなく、コロナ対策会議で決定するものである。

**閉会**

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午前 10 時 40 分  
令和3年5月 21 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

教育委員 土屋 佳子